- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 2)下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。 3)超過に記載のである。では、「栽培/飼養管理を行わなかったもの」と「栽培/飼養管理を行ったもの」に区
- 別しています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目		
				【栽培/飼育管理を行っていないもの】	【栽培/飼育管理を行ったもの】	
	農産物	7,302	5	コシアブラ(2)、タラの芽(1)、クサソテツ(コゴミ)(1)、ナ メコ(1)		
	畜産物	14,832				
	水産物	7,884	4	ヤマメ(4)		
福島県	牛乳•乳児用食品	369				
油齿乐	野生鳥獣肉	569	280	イノシシ肉(255)、ツキノワグマ肉(20),ヤマドリ肉(4),二ホ ンジカ肉(1)		
	飲料水	31				
	その他	1,487	1	<u>乾燥シイタケ(1).</u>		
	小計	32,474	290	290	0	
	農産物	4,058	33	コシアブラ(8),タラの芽(2),タケノコ(16),ゼンマイ(2),クサ ソテツ(1),ワラビ(1),アカヤマドリ(2),アカヤマドリ(1)		
	畜産物	17,168				
宮城県	水産物	2,202	_			
LI -7% 715	牛乳·乳児用食品	110		(() > d()) white (D fine (40)) = 15 25 15 (1)		
	野生鳥獣肉	135	22	イノシシ肉(8)、ツキノワグマ肉(10)、ニホンジカ肉(4)		
	その他	75	1	<u> 乾燥わらび(1)</u>		
	小計	23,748	56	56	0	
	農産物	1,428				
	畜産物	18,952				
	水産物 牛乳・乳児用食品	1,691 58				
茨城県	野生鳥獣肉			イノシシ肉(1)		
	型生馬製肉 飲料水	27 1	<u> </u>	1700円(1)		
	その他	45				
	小計	22,202	1	1	0	
			-	' ·	<u> </u>	
	農産物 	2,923 27,422	2	コシアブラ(2)		
	水産物	277	1	ブラウントラウト(1)		
栃木県	牛乳・乳児用食品	233				
1/1/1/375	野生鳥獣肉	179	13	イノシシ肉(13)		
	飲料水	7				
	その他	106	_			
	小計	31,147	16	16	0	
	農産物	994	1	<u>ムラサキシメジ(1)</u>		
	畜産物	23,625				
	水産物	225	1	イワナ(1)		
群馬県	牛乳・乳児用食品	138				
	野生鳥獣肉	131	27	ニホンジカ肉(4)、イノシシ肉(6)、ツキノワグマ肉(17)		
	飲料水	10				
	その他	169	20	20		
	小計 典産物	25,292	29	29	0	
	農産物 畜産物	1,032 3,101				
	水産物	754	1	コイ(1)		
	牛乳·乳児用食品	21		-1(1)		
千葉県	野生鳥獣肉	281				
	飲料水	7				
	その他	51				
	小計	5,247	1	1	0	
	-3-MI	U, <u>L</u> T I	•	<u> </u>	<u> </u>	

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 2)下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。 3)超過に記載のである。では、「栽培/飼養管理を行わなかったもの」と「栽培/飼養管理を行ったもの」に区
- 別しています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目		
				【栽培/飼育管理を行っていないもの】	【栽培/飼育管理を行ったもの】	
	農産物	857				
	畜産物	19,810				
	水産物	786				
青森県	牛乳・乳児用食品	13	—			
日林木	野生鳥獣肉	2				
	飲料水	0				
	その他	39				
	小計	21,507	0	0	0	
	農産物	846				
	畜産物	18,257				
	水産物	1,562	2	イワナ(2)		
岩手県	牛乳·乳児用食品	241				
70 1 3%	野生鳥獣肉	67	13	シカ肉(5)、クマ肉(6)、ヤマドリ肉(2)		
	飲料水	5	_			
	その他	45				
	小計	21,023	15	15	0	
	農産物	149	_			
	畜産物	3,584				
	水産物	40				
秋田県	牛乳・乳児用食品	18				
	飲料水	0				
	その他	9	—			
	小計	3,800	0	0	0	
	農産物	592	3	<u>コシアブラ(2)</u> 、コシアブラ(1)		
	畜産物	12,915				
	水産物	36				
山形県	牛乳·乳児用食品	9				
шлик	野生鳥獣肉	29				
	飲料水	5				
	その他	39				
	小計	13,625	3	3	0	
	農産物	489				
	畜産物	6,822				
	水産物	15				
埼玉県	牛乳·乳児用食品	13				
	野生鳥獣肉	0				
	飲料水	18				
	その他	45				
	小計	7,402	0	0	0	
	農産物	149				
	畜産物	320				
	水産物	43				
東京都	牛乳·乳児用食品	46				
	飲料水	33				
	その他	46				
	小計	637	0	0	0	
	農産物	180				
	畜産物	950				
地大 山中	水産物	94				
仲宗川県	牛乳・乳児用食品	167				
	飲料水	2				
	その他	5				
	小計	1,398	0	0	0	

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 2)下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。 3)超過に記載のである。では、「栽培/飼養管理を行わなかったもの」と「栽培/飼養管理を行ったもの」に区
- 別しています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目		
				【栽培/飼育管理を行っていないもの】	【栽培/飼育管理を行ったもの】	
	農産物	776	1	コシアブラ(1)		
	畜産物	1,911	_			
	水産物	97				
新潟県	牛乳・乳児用食品	88				
利何尔	野生鳥獣肉	20				
	飲料水	4				
	その他	58	<u> </u>			
	小計	2,954	1	1	0	
	農産物	215	11	オオカシワギタケ(1),ショウゲンジ(6),アイシメジ(1),ア カモミタケ(2),アミタケ(1)		
	畜産物	552				
	水産物	0				
山梨県	牛乳・乳児用食品	8				
	野生鳥獣肉	15				
	飲料水	25				
	その他	22				
	小計	837	11	11	0	
	農産物	565	5	タラの芽(3),コゴミ(1),コシアブラ(1)		
	畜産物	6,630				
	水産物	0				
長野県	牛乳·乳児用食品	26				
	野生鳥獣肉	32	_			
	飲料水	27				
	その他	65	_	_	_	
	小計	7,345	5	5 ヤマイグチ(1),ツバアブラシメジ(1),ショウゲンジ(2),ハ	0	
	農産物	172	6	ナイグチ(1),カハブ フランスラ(1),ショウグラク(2),ハ		
	畜産物	1,053				
	水産物	83				
静岡県	牛乳·乳児用食品	3				
	野生鳥獣肉	2				
	飲料水	29				
	その他	46				
	小計 農産物	1,388 172	6	6	0	
	医性物 畜産物	21,549				
	水産物	514				
北海道	牛乳·乳児用食品	53				
70742	飲料水	3				
	その他	100				
	小計	22,391	0	0	0	
	農産物	6	_			
	畜産物	45				
富山県	水産物	2				
田山木	飲料水	1				
	その他	0				
	小計	54	0	0	0	
	農産物	4				
TIMB	畜産物	12	—			
石川県	水産物	2				
	その他 小計	0 18				
	農産物	18		0	0	
	展度物 畜産物	38				
福井県	水産物	აი 1				
油井宗	その他	1				

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 2)下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。 3)超過に記載のである。では、「栽培/飼養管理を行わなかったもの」と「栽培/飼養管理を行ったもの」に区
- 別しています。

産地 食品群 検査件数 基準値 超過件数 農産物 5 — 畜産物 77 — 水産物 2 — 牛乳・乳児用食品 1 — その他 0 — 水計 85 0 0 農産物 29 — 畜産物 880 — 水産物 2 — 牛乳・乳児用食品 1 — その他 2 — 小計 914 0 0	育管理を行ったもの】
畜産物 77 — 水産物 2 — 牛乳・乳児用食品 1 — 飲料水 0 — その他 0 — 機産物 29 — 畜産物 880 — 水産物 2 — 牛乳・乳児用食品 1 — その他 2 —	
畜産物 77 — 水産物 2 — 牛乳・乳児用食品 1 — 飲料水 0 — その他 0 — 小計 85 0 0 農産物 29 — 畜産物 880 — 水産物 2 — 牛乳・乳児用食品 1 — その他 2 —	
水産物 2 — 牛乳・乳児用食品 1 — 飲料水 0 — その他 0 — 小計 85 0 0 農産物 29 — 畜産物 880 — 水産物 2 — 牛乳・乳児用食品 1 — その他 2 —	
飲料水 0 — その他 0 — 小計 85 0 0 農産物 29 — 畜産物 880 — 水産物 2 — 牛乳・乳児用食品 1 — その他 2 —	
飲料水 0 — その他 0 — 小計 85 0 0 農産物 29 — 畜産物 880 — 水産物 2 — 牛乳・乳児用食品 1 — その他 2 —	
小計 85 0 0 農産物 29 — 畜産物 880 — 水産物 2 — 牛乳・乳児用食品 1 — その他 2 —	
農産物 29 — 畜産物 880 — 水産物 2 — 牛乳・乳児用食品 1 — その他 2 —	
畜産物 880 — 水産物 2 — 牛乳・乳児用食品 1 — その他 2 —	0
変知県 水産物 2 — 牛乳・乳児用食品 1 — その他 2 —	
^{変知県} 牛乳・乳児用食品 1 — その他 2 —	
牛乳・乳児用食品 1 — その他 2 —	
小計 914 0 0	
	0
農産物 2 — — — — — — — — — — — — — — — — — —	
畜産物 2,610 水産物 3	
- 単元 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・ 日 ・	
その他 0 ―	
小計 2,617 0 0	0
農産物 83 —	-
畜産物 329 —	
生乳・乳児用食品 0 ――	
^{盆賃県} 飲料水 0 ──	
その他 23 —	
小計 435 0 0	0
農産物 136 —	
畜産物 1,059 — —	
水産物 29 —	
京都府 牛乳・乳児用食品 5 —	
飲料水 1 —	
その他 2 —	
小計 1,232 0 0	0
農産物 11 畜産物 26	
1.54	
水産物 3	
飲料水 0 —	
その他 0 ―	
小計 42 0 0	0
農産物 40 —	_
畜産物 319 —	
水産物 12 —	
兵庫県 牛乳・乳児用食品 2 — —	
飲料水 0 —	
その他 2 ―	
小計 375 0 0	0
農産物 18 —	
新産物 20 — — — — — — — — — — — — — — — — — —	
会良県 中乳・乳児用食品 1 (1) (1) (2) (2) (3) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	
飲料水 U —	
その他 2 —	^
小計 41 0 0 農産物 80 —	0
農産物 80 畜産物 83	
业产物 46	
歌山県	
その他 100 —	
小計 309 0 0	0
農産物 8 —	
新産物 907 —	
_{皇 即 目}	
^{高取県} 飲料水 1 —	
その他 0 —	
小計 920 0 0	0

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 7) 基準値を超過するものは、廃業等の過切な指置が取られます。 2) 下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理を行わなかったもの」と「栽培/飼養管理を行ったもの」に区
- 別しています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目		
				【栽培/飼育管理を行っていないもの】	【栽培/飼育管理を行ったもの】	
	農産物	4				
	畜産物	4,960				
島根県	水産物	1				
	その他	0				
	小計	4,965	0	0	0	
	農産物 畜産物	6 804				
	水産物	0				
岡山県	牛乳·乳児用食品	1				
	飲料水	0				
	その他	2				
	小計	813	0	0	0	
	農産物	1				
	畜産物	209				
広島県	水産物	0				
	牛乳・乳児用食品	0				
	その他 小計	1 211				
	農産物	211 0	0	0	0	
	展生物 畜産物	1,002				
山口県	水産物	1,002				
//	その他	0				
	小計	1,003	0	0	0	
	農産物	34		-	-	
	畜産物	173				
	水産物	6				
徳島県	牛乳·乳児用食品	0				
	飲料水	0	_			
	その他	3				
	小計	216	0	0	0	
	農産物	9				
	畜産物 水産物	66 1				
香川県	牛乳·乳児用食品	0				
	その他	3				
	小計	79	0	0	0	
	農産物	14		•	•	
	畜産物	115				
	水産物	6	_			
愛媛県	牛乳·乳児用食品	0				
	飲料水	0				
	その他	2				
	小計	137	0	0	0	
	農産物 畜産物	71 4				
	水産物	12				
高知県	牛乳·乳児用食品	7				
	野生鳥獣肉	2				
	その他	1	_			
	小計	97	0	0	0	
	農産物	8				
	畜産物	87				
	水産物	0				
福岡県	牛乳·乳児用食品	1				
	飲料水	0				
	その他	6				
	小計	102	0	0	0	
	農産物 畜産物	11 914				
	水産物	0	_			
佐賀県	牛乳·乳児用食品	0				
	その他	1				
	, . , iu	926	0	0	0	

平成29年1月31日現在(速報値)

- 1) 基準値を超過するものは、廃棄等の適切な措置が取られます。
- 2)下線で示している品目は、自治体、緊急時モニタリング及び国立医薬品食品衛生研究所における検査結果の報告の際、流通品であることが示されたものです。なお、特段の記載がない限り、下線で示している品目は、産地欄に記載の都道府県で流通していた食品であることを表しています。
- 3) 超過品目について、参考まで、「栽培/飼養管理を行わなかったもの」と「栽培/飼養管理を行ったもの」に区別しています。

産地	食品群	検査件数	基準値 超過件数	超過品目		
				【栽培/飼育管理を行っていないもの】	【栽培/飼育管理を行ったもの】	
長崎県	農産物	14	_			
	畜産物	564				
	水産物	4	_			
	その他	3	_			
	小計	585	0	0	0	
	農産物	9	_			
	畜産物	342				
- 44	水産物	1	_			
熊本県	牛乳·乳児用食品	0	_			
	その他	1	_			
	小計	353	0	0	0	
	農産物	2	_			
	畜産物	34	_			
エハロ	水産物	2	_			
大分県	飲料水	1	_			
	その他	1				
	小計	40	0	0	0	
	農産物	9	_			
	畜産物	673	_			
宮崎県	水産物	3	_			
	その他	4				
	小計	689	0	0	0	
	農産物	10	_	-		
	畜産物	3,179	_			
鹿児島県	水産物	7	_			
	その他	7	_			
	小計	3,203	0	0	0	
	農産物	1	_			
	畜産物	25	_			
沖縄県	水産物	1				
	その他	1				
	小計	28	0	0	0	
	農産物	108	3	コシアブラ(1)(※茨城県内において流通)、ハツタケ (1)(※群馬県内において流通)、ハツタケ(1)(※福島 県内において流通)		
	畜産物	243				
	水産物	47				
その他	牛乳·乳児用食品	1,031	_			
	野生鳥獣肉	0	_			
	飲料水	192	_			
	その他	4,571	_			
	小計	6,192	3	3	0	
	総計	271,139	437	437	0	

※1: 平成27年度公表検査結果

総計:340,311件(基準値超過291件)

※2: 平成26年度公表検査結果

総計:314,216件(基準値超過565件)

※3: 平成25年度公表検査結果

総計:335,860件(基準値超過1,025件)

※4:平成24年度公表検査結果(平成24年4月1日以降に採取された検体分(経過措置対象品目を含む))

総計:278,275件(基準値超過2,372件(暫定規制値超過17件含む))

※5: 平成24年3月31日以前に採取された検体(暫定規制値適用対象)の検査結果

総計:137,037件(暫定規制値超過1,204件)

※6:食品中の放射性物質検査は主として出荷前の段階において実施されています。

基準値を超過するものは、出荷制限が指示されている地域のものがほとんどであり、

廃棄等の適切な措置が取られます。